資料　1

第２回遺伝子組換え作物のあり方検討委員会　概要

日時：平成 17 年８月 31 日 午後１時 30 分～
会場：県庁２０１会議室

遺伝子組換え作物について県としてのあり方を論議するため設置した「遺伝子組換え作物のあり方検討委員会」の第２回会議を開催しました。

福山座長の進行のもと、遺伝子組換えについての国内現行制度や各県の事例を確認しながら、試験栽培のあり方を中心に県として関与の必要性などについて論議しました。

「国の指針等では実験の計画や経過について情報公開のルールが曖昧」、「環境、生態系への影響が不明な段階での屋外実験は不安」、「国が認めたものでも県で規制ですべき」など様々な意見が出ました。遺伝子組換え研究の必要性についての認識は一致しましたが、県の関与の有無や具体的な方向性については、次回に行うこととなりました。

１　前回（第１回）の検討委員会の総括、各委員から出た質問等への回答について

福山座長から説明（「Ｑ＆Ａ（案）」）

２　国内制度等について事務局から説明

国内の現行制度（資料２）
カルタヘナ法について（資料３）
第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（資料４）
遺伝子組換え栽培等に関する各県の対応（資料６）
遺伝子組換え食品の安全性審査について（資料７）

３　質疑概要（主な意見等）

○情報公開について

・第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（以下「実験指針」）に記載されている情報提供について、ハッキリしない部分が多い。説明会の範囲も明確でない。またホームページに掲載しても､パソコンをもたない消費者や生産者は情報を入手できない。いずれにしても情報伝達の工夫が必要。
・試験栽培は、半年前には計画を発表してもらわないと、内容を精査する時間がない。情報公開にあたり、早く公表するよう明記した方がよい。
・県内で遺伝子組換え作物を栽培、実験している場合は県民として知る権利がある。県が県民に責任をもって情報を流す制度が必要。

○国の法律と条例等について

・北海道と他の３県の対応は全く違うもの。北海道は条例として法的効力を持つが、他県はガイドライン等行政指導の範囲。権利を制限したり、義務を課すのであれば条例としていくことが必要。
・条例を定める場合は、例えば県が積極的に情報提供を行う等、県としての責務を明確に謳うべき。
・国のカルタヘナ法は一般農産物を対象としていないのであれば、その部分を規制する必要がある。
・現状を考えれば一般栽培には何らかの規制することに異論はないが、試験研究は国の法律、栽培指針に則って実施しているため、規制の対象から外すべき。
・今回の北陸研究センターの実験のように、国が了承したもの（第１種使用規程）でも、不明な点が多い。それをさらに県としてチェックする第３者専門機関を設け検証するする必要がある。おかしな点があれば中止させることができる制度をつくるべき。
・国の法律、農水省の指針がどうかという議論は、県単独で考える問題ではない。

○その他

・委員会として遺伝子組換え研究は必要であり、否定するものでない。
・環境、生態系への不明な点が多い中で屋外実験は不安。基礎的な屋内実験を充実させるべき。
・実用化をするかどうかは別にして、実際の栽培に近い環境で試験研究をやることが不可欠なことも理解すべき。